

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	第 211 回国会法律案等 N A V I 「W T O 協定改正議定書（漁業補助金協定）」
著者 / 所属	目黒晋太郎 / 外交防衛委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	455 号
刊行日	2023-4-14
頁	49-50
URL	<a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20230414.html">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20230414.html</a>

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75013） / 03-5521-7686（直通））。

## W T O 協定改正議定書（漁業補助金協定）

### 1. 漁業資源の保存・管理をめぐる国際規範と I U U 漁業

1994年11月に発効した「国連海洋法条約」は、漁業資源の保存・管理について、基線から12海里までの領海で沿岸国の主権を定めるとともに、基線から200海里までの排他的経済水域（E E Z）では沿岸国の天然資源の探査、開発、保存及び管理等のための主権的権利を定めている。また、全ての国に開放される「公海」については、公海の自由（漁獲の自由等）を認める一方、公海上の船舶は原則として、その旗国（船籍国）の排他的管轄権に服することとされる（旗国主義）。なお、ストラドリング魚類資源（E E Zの内外に分布する魚類資源）や高度回遊性魚類資源（マグロ、カツオ等）の保存・管理については、2001年に発効した「国連公海漁業協定」がその詳細を規定している。加えて、公海における漁業資源の保存・管理については、個別の条約に基づいて設置される地域漁業管理機関（R F M O）が魚種別・海域別の保存管理措置を法的拘束力のある形で定めている。

こうした国際的な資源管理に向けた努力が払われる一方で、I U U（Illegal, Unreported and Unregulated：違法、無報告及び無規制）漁業が公海において増加し、漁業規制の実効性を害し、持続可能な利用に対する大きな脅威となった。この動きに対し、2001年に国連食糧農業機関（F A O）がI U U漁業対策の考え方を取りまとめた「国際行動計画」を発表し、多国間条約では寄港国による措置を主眼に置いた「違法漁業防止寄港国措置協定」が2016年に発効された（2017年に日本は加入）。また、2015年に国連で採択された持続可能な開発目標<sup>1</sup>（S D G s）を始めとする国際会議の決議や宣言などでもI U U漁業対策の重要性が明記されている。

### 2. W T O における議論と国会提出の経緯

国際社会でI U U漁業対策が実施されていくのと並行して、2001年にドーハ・ラウンド交渉の一分野として開始された世界貿易機関（W T O）のルール交渉会合においても、過剰漁獲能力及び過剰漁獲を抑制する観点から、各国の漁業補助金に関するW T O協定の規律を策定するための議論が開始された。2015年にS D G sが採択されたことを受け、2016年10月以降、E U等複数の国・グループからI U U漁業に対する補助金や乱獲状態の資源に悪影響を与える補助金を禁止する提案がなされるなど、議論が活発化した。なお、2019年11月に日本もE U等と共に、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる補助金を禁止とすることで、適切な漁業管理の実施を示すことができる場合には補助金は禁止されないことなどを内容とする共同提案を提出した。

<sup>1</sup> 同目標の14.4や14.6にI U U漁業を終了して科学的な管理計画を実施することや、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止してI U U漁業につながる補助金を撤廃することが掲げられている。

2022年6月17日、ジュネーブで開催された第12回WTO閣僚会議において、「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」（以下「WTO協定」という。）を改正し、WTO協定附属書1Aに「漁業補助金協定」（以下「本協定」という。）を追加すること等について定める議定書（以下「本議定書」という。）がWTO全加盟国（164か国・地域）の合意により採択された。WTO協定の附属書に新たに協定を追加する議定書としては、2014年に採択された「貿易円滑化協定」を追加する議定書に続く2例目である。2023年3月10日、第211回国会（常会）に本議定書（閣条第11号）が提出された。なお、交渉の過程で本協定に盛り込まれなかった内容（過剰な漁獲能力につながる補助金の禁止等）については今後も議論を継続し、本協定に盛り込むことを目指すこととなった。

### 3. 本協定の主な内容

本協定は、IUU漁業等に従事する船舶又は運航者に対する補助金（第3条）、濫獲された資源に関する漁獲等に対する補助金（第4条）を交付し、又は維持してはならないことを定める（ただし、第4条について、生物学的に持続可能な水準に資源を回復させるための補助金又はその他の措置を実施する場合には補助金を交付し、又は維持することができる）。加えて、沿岸国の管轄の外かつ関連する地域漁業管理機関の権限の外で行われる漁獲等に対する補助金も交付し、又は維持してはならないことを定める（第5条）。これらの規定の内容を担保するため、加盟国は補助金が交付される漁獲活動の種類の情報、IUU漁業に従事したと決定した船舶及び運航者の一覧表、本協定の実施及び運用を確保するための措置等を通報又は提供することを規定している（第8条）。さらに、各加盟国の代表で構成する漁業補助金に関する委員会を設置し、加盟国から提供された情報や本協定の実施及び運用について検討すること等が規定されている（第9条）。なお、本協定には開発途上加盟国（後発開発途上加盟国を含む）<sup>2</sup>による協定履行を支援する配慮規定が盛り込まれている。例えば、第3条及び第4条に規定される補助金については本協定の効力発生の日から2年間にわたって適用の対象から除外されることや、技術援助及び能力の開発に関する援助を支援するための任意の資金供与の仕組みが設置されること（第7条）が挙げられる。この資金供与の基金に関して、日本はWTO全加盟国の中で最初の拠出国として2023年2月8日に9,000万円を拠出した。

本議定書は加盟国の3分の2が受諾した時にそれらの加盟国について効力を生じ、以後は、その他の各加盟国についてそれぞれによる受諾の時に効力を生ずる<sup>3</sup>（第4項）。ただし、本協定が効力を生じてから4年以内に包括的な規律<sup>4</sup>が採択されない場合には、一般理事会が別段の決定を行わない限り、本協定は直ちに終了する（第12条）。

めぐろ しんたろう  
（目黒 晋太郎・外交防衛委員会調査室）

<sup>2</sup> 本協定に開発途上国の定義に関する規定はない。後発開発途上国については、国連開発計画委員会（CDP）が認定した基準に基づき、国連経済社会理事会の審議を経て、国連総会の決議により認定される。

<sup>3</sup> WTO協定第10条3の規定が援用されている。2023年3月10日時点で受諾国はスイス、シンガポール、セーシールの3か国であり、現在、本協定は未発効である。

<sup>4</sup> 上述の交渉の過程で本協定に盛り込まれなかった内容（過剰な漁獲能力につながる補助金の禁止等）を指す。